# 大阪市会委員会条例の一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

平成28年3月29日

大阪市会議長 東 貴 之 様

提出者

山下昌彦 有 本 純 子 土岐恭生 大 内 啓 治 竹 下 隆 岡崎 太 飯田哲史 谷 庄 一 片 山 一 歩 角 伊 藤 杉 村 幸太郎 荒木 良夏 肇 山本長助 黒 田 當 士 加藤仁子 西 徳 人 明石直樹 髙 山 仁 山中智子 井 上 浩

## 大阪市会委員会条例の一部を改正する条例

大阪市会委員会条例(昭和31年大阪市条例第28号)の一部を次のように改正する。 第2条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 財政総務委員会 15人
  - ア 副首都推進局の所管に属する事項
  - イ 市政改革室の所管に属する事項
  - ウ ICT戦略室の所管に属する事項
  - エ 人事室の所管に属する事項
  - オ 政策企画室の所管に属する事項
  - カ総務局の所管に属する事項
  - キ 市民局の所管に属する事項
  - ク 財政局の所管に属する事項
  - ケ 契約管財局の所管に属する事項
  - コ 会計室の所管に属する事項
  - サ 区役所の所管に属する事項
  - シ 選挙管理委員会の所管に属する事項
  - ス 監査委員の所管に属する事項
  - セ 人事委員会の所管に属する事項
  - ソ 他の常任委員会の所管に属しない事項

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

#### 説明

大阪市市長直轄組織設置条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

# 大阪市会委員会条例(抄)

(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

## 第2条 省 略

- 2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。ただし、区役所 の所管に属する事項のうち、財政総務委員会以外の常任委員会の所管にかかわるものに あっては、それぞれ当該常任委員会が所管するものとする。
  - (1) 財政総務委員会 15人
    - ア 副首都推進局の所管に属する事項
    - <u>ア</u> 省 略 イ

ウ ICT戦略室の所管に属する事項

<u>イ</u>-ス 省 略 **エ ソ** 

(2)-(6) 省略

3 省 略